

平成 23 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 41 号	受理年月日	平 20. 12. 10
件 名	中高層建築物の建設に際し、建築主に教育施設等の日照に配慮すべき条例の制定について		
結 果	平成 23. 12. 16 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、中高層建築物の建設に際し、建築主に教育施設等の日照に配慮すべき条例を制定するよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、中高層建築物の建築等の取扱いなどについて、政令市や中核市など 60 自治体の調査を行った結果、名古屋市、高槻市、佐賀市及び千代田区で建築主に対し、特に教育施設等の日照について、中高層建築物の計画段階における日影への配慮と施設設置者等との協議や協議内容の報告を義務付ける旨を条例に規定しているが、その取扱いについては本市の「指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例」に基づく手続きと同様であり、協議においては、当事者の立場を尊重し、自主的な解決に努めることを基本としているとのことである。

なお、これまで教育施設等に近接する建築計画に係る標識設置届が提出された 19 件の事例においては、いずれも同条例に基づく手続きに従い、日影の影響を含めた建築計画の説明がなされ、当事者間で協議が行われるなど特に問題となることはなかったところである。

このように本市の条例においても、実質的に陳情の趣旨に沿った対応が図られているものと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、「継続審査としたい。」という意見や、「現行制度で問題がないとのことであることから、本件については不採択としたい。」という意見、「臨機応変、柔軟に対応するということは理解できるが、陳情の願意を酌み、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「当局の説明は理解するものの、教育施設等の日照については、配慮すべきと考えることから、本件については採択したい。」という意見、「本件については、不採択としたい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。